

介護保険負担限度額認定要件等について

介護保険負担限度額認定は、住民税非課税世帯の方が介護保険施設に入所・入院、または短期入所を利用された際の食費及び居住費（滞在費）を減額する制度です。

○制度対象者と利用者負担段階

利用者負担段階	主な対象者		預貯金等基準額(注2)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が住民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者		1,000 万円(2,000 万円)以下
第2段階	・世帯全員が 住民税非課税	年金収入金額(非課税年金含む。以下同じ。)+合計所得金額(注1)が 80 万 9,000 円以下	650 万円(1,650 万円)以下
第3段階 ①		年金収入金額+合計所得金額(注1)が 80 万 9,000 円超 ~120 万円以下	550 万円(1,550 万円)以下
第3段階 ②		年金収入金額+合計所得金額(注1)が 120 万円超	500 万円(1,500 万円)以下

(注1)長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額および公的年金等にかかる雑所得を控除した金額となります。
また、給与所得が含まれている場合は、給与所得金額から 10 万円を差し引いた金額となります。

(注2)()内は夫婦の場合における預貯金等の基準額です。

※65 歳未満の方は、収入等に関係なく、預貯金等基準額は 1,000 万円(夫婦の場合は 2,000 万円)以下となります。

○一日あたりの負担限度額

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)						
		多床室 (特養)	多床室 (老健・医療院)※	多床室 (老健・医療院等)	従来型個室 (特養)	従来型個室 (特養以外)	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室
第1段階	300 円	0 円	0 円	0 円	380 円	550 円	550 円	880 円
第2段階	390 円 (600 円)	430 円	430 円	430 円	480 円	550 円	550 円	880 円
第3段階①	650 円 (1,000 円)	430 円	430 円	430 円	880 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円
第3段階②	1,360 円 (1,300 円)	430 円	430 円	430 円	880 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円

★短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は()内の金額。

※「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設(算定日が属する計画期間の前の計画期間の最終年度(ただし、令和7年8月から令和9年7月までは令和6年度の実績)において、「その他型」又は「療養型」として算定した月が7か月以上であること。)又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者(療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。)が対象。